

10201製糸業における死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	起因物(小)	労働者規模
1	2017	8	10～11	工場内において、糸繰機で糸を巻きつける作業をしていたとき、糸が絡まり、機械を止めずにその部分を触ったところ、指に糸が絡まり、右手薬指の爪の部分を切断した。	76	7	169	1～9
2	2017	1	20～21	倉庫に並べてあるパーツ掛け台車を引っ張り出す時、台車の一部位が足の上に乗り上げ、打撲を負った。	26	7	611	1～9
3	2016	11	16～17	コロコンベアの上で、糸を入れた搬送ケースの流れの引っ掛かりトラブルを処置しているときに、2連結で600kg以上あるケースが動き出し、自身に向かってくる傾斜下側にいたため、ケースを止められず後ずさりし、コンベアの開口部に足を落下させたところに、ケースが足に衝突し負傷した。	53	6	224	100～299
4	2014	6	9～10	糸の巻きつけ作業に従事していて、通路を移動する際、作業台車の前方に移動しようとしたところ、仮燃機に気を取られていたため、台車の約3段目付近に付属しているフック(5cm)に気づかず、フック部分に胸を強打して負傷した。	33	3	379	30～49
5	2012	3	8～9	工場内で原料糸の交換作業をしている際、台車上でよろけて台車側面の部分に脇腹を打ち、肋骨を骨折した。	58	2	411	10～29
6	2011	12	12～	工場製紐2階ラインにて、管巻ボビンを落下させて、それをしゃがみこんで拾おうとし、回転しているシャフト筒所に頭を突込み、髪	18	7	169	30～

			13	の毛がシャフトに触れ、巻き込まれ、首の骨を折られて死亡した。				49
7	2010	5	19 ~ 20	紡績工場の最初の工程である混打綿室でいくつかの連結された機械のメインスイッチをオンとしたが、時間差によって駆動するコンデンサーのケージに綿塊が詰っており、まだ回転していなかった。被災者はそれをモーターが回転する前に取り除こうとしてVベルトに手をかけた瞬間回転し始め、手がプーリーに巻き込まれ、指の一部を切断した。	25	7	129	50 ~ 99
8	2009	12	13 ~ 14	当工場内で木管（直径6.5cm、長さ7cm）に絡まっている不良糸をカッターナイフ（長さ16cm、幅3cm）で切る作業中、誤って左手指を切った。	68	8	364	1~ 9
9	2009	2	11 ~ 12	建設現場にて鉄骨建方時、水平プレスを設置するため、9尺脚立（高さ2.5m）にて作業をしていた時、物があり体を伸ばしたため、脚立が動きバランスを崩し、足を滑らして転落し、右腕を床にあった断熱パネルの束（高さ約1m）の角にぶつけ、骨折した。	39	1	371	1~ 9
10	2008	11	13 ~ 14	工場内で、機械の歯車の不具合に気づき、ナットが取れていたことを発見した際、誤って歯車に左手指の先が触れ、負傷した。	66	7	169	1~ 9
11	2008	11	13 ~ 14	コンテナカゴの半製品を並べる際、コンテナカゴから取り出す時にカゴに引っ掛かり、半製品を右足上部に落とし怪我をした。	58	4	529	10 ~ 29
12	2007	4	13 ~ 14	会社の構内で、花壇の整備作業中に縁に置いてあったブロックを動かそうとしたとき腰部に負担がかかり負傷した。	63	19	921	1~ 9
13	2006	10	13 ~ 14	同地、工場内で編立機で製品見本を作成中、糸の調整のため機械を止めて手を入れたところ機械が再始動し挟まれ負傷した。	28	7	169	50 ~ 99
			16	梱包商品が並ぶ作業場で、商品詰め込み済梱包箱を自動梱包機まで				50

14	2006	10	～ 17	運んでいる時に、梱包待ち商品が並んでいる中を近道をしようとして商品を飛びこえた時、つま先の方から着地したことによって体重を支えきれず、体の一部を捻り転倒して負傷した。	47	2	611	～ 99
15	2006	6	9 ～ 10	1号機の糸掛け作業中に、第2延伸機で糸が切れ、2本が垂れ下がってしまい、その糸を直そうとしてゴムローラーに挟まれ負傷した。低速回転だったので、無造作に作業したため。	55	7	169	1～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各小業種における死傷災害100事例 \(-2017年\)](#)に戻る。